

すべてのことに時がある・土地の入手 1953

～ 仙台教会の歴史シリーズ その5～

小林孝男

1. 不思議な経緯で土地を入手

「以前、北四番丁 113 番地には市北部唯一の娯楽施設として映画館が建てられていた。ところがそれは間もなく不審の火によって一夜の中に焼失してしまった。そして、師は敢えてこの焼土の地を会堂建設の地と定めたのである」。『献堂 10 周年記念文集』の編集子はこのように語っています¹。我が家の昔の住所は北四番丁 112 番地で教会の二軒隣りでした。この映画館の火災は私が生まれる 2 年前の話ですので覚えているはずはないのですが、幼いころに家の者から幾度となく言い聞かせられていたのでしょう、映画館が建っている風景が不思議にもぼんやりと記憶の中に残っています。

さて、教会の土地探しについては、グラント宣教師は大いに苦労したようです。不動産業者と一緒に、後に教会の土地となるその土地の所有者の事務所を訪れ、売買交渉を始めようとしたところ、相手方は顔を真っ赤にして怒りだし、二人は事務所から追い出されてしまいました。不動産業者はその土地が売りに出されているとのデマ情報を鵜呑みにし行動したのですが、実際は所有者側には売却の意思が全くなかったという訳です。その後何カ月も無駄な土地探しに時間を費やし、また不動産業者も数回変えましたが、なかなか良い土地と巡り会えません。多少やけ気味になったグラント宣教師は、真っ赤になって自分たちへの怒りを顕わにしたあの土地の持ち主のところを、勇気を出してもう一度訪れました。すると対応に出てきたのはあの時の年配の男性ではなく、もっと若い方でした。前回のいきさつをお話ししたところ、前に対応したのはその若い方の父親で、数週間前に亡くなられたとのこと。父親は土地を売ることに断固反対していたのですが、息子の方は売却の意思があるということで、親族会議を経て土地の売買交渉はトントン拍子に運び、またとない土地をグラント宣教師は入手することができました²。不思議なものです。

2. 土地の履歴

先日、建築関係のお仕事をしておられる教会員の方にお願ひし、法務局で教会の土地に関する登記書類を何種類か入手してもらいました。「旧土地台帳」を見ると、

昭和 28 年（1953）9 月 17 日に、売買により土地の所有権が木町通 203 の渋谷親子の名前から、日本バプテスト連盟に変更登記が行われていました（書類を見て、この土地は仙台教会のものではなく、連盟のものであることを改めて認識させられました）。元々渋谷さんの父親が三分の二の所有権、息子が三分の一を持っていました。息子は早く売却したかったようですが、父親が売却に反対していたため従わざるを得なかったのです。しかし、その父が亡くなり状況が大きく変わったタイミングで、グラント宣教師が偶然にも二回目の訪問を行い、交渉が成立したわけです。

仙台藩が栄えていたころは武家屋敷が連なり、「いぐね」（屋敷林）が生い茂っていた北四番丁境界ですが、明治に入りこの一帯も衰退します。教会の建つこの土地は畑地となり、北四番丁 29 番地にお住いの齋藤栄さんが所有されてきました。そしてその土地は、北四番丁 33 番地にお住いの渋谷きんさんに譲与され（明治 23 月 8 月 18 日付）、その後代々受け継がれてきました。畑地から宅地となったのは昭和の初めころのことです。書類を辿ると、グラント宣教師が最初に交渉し追い出された相手は、木町通 203 にお住まいだった渋谷利之進さん、二度目の交渉の相手はその息子の渋谷辰雄さんだったことが分かります³。

3. すべてのことに時がある

すべてのことには「時」があります。怒鳴られ追い出されることを覚悟の上、グラント宣教師が再度訪問したその「時」は、単なる偶然の「時」ではありませんでした。主が特別に備えてくださった「時」であり、この地に教会を建てること为主のご計画であることを示すしるしに他ならなかったのです。

なお、書類に記載されている当時の仙台教会の敷地の地番（法務局が定める住所）は「北四番丁 114 番地」です。昔の住居表示（住居表示法により市町村が定める住所）は「北四番丁 113 番地」でしたので、この微妙な違いに何かむずがゆさを感じてしまいます。現在の地番は「仙台市青葉区木町通二丁目 304 番」⁴、住居表示は「仙台市青葉区木町通二丁目 1 番 5 号」です。

¹ 資料(1995/03/26_献堂十周年記念文集・復刻版) 44 頁

² 『主の息吹の中で』 35～36 頁

³ 資料(2022/05/18_旧土地台帳)

⁴ 資料(2022/05/18_土地_全部事項証明書)